

魚津市告示第72号

魚津市地域医療支援事業寄附講座設置要綱を次のように定める。

平成31年4月22日

魚津市長 村椿 晃

魚津市地域医療支援事業寄附講座設置要綱

(設置)

第1条 出生数の減少が著しい本市において、大学医学部及び医科大学における研究を支援することにより、市内の公的医療機関に産婦人科の医師として派遣される医師の確保、定着並びに産婦人科医療体制の充実を図り、もって子育て支援及び女性の健康づくりを推進するため、寄附講座を設置する。

(研究内容)

第2条 寄附講座における研究内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 産婦人科医療の調査、研究
- (2) 医師の派遣育成
- (3) 市民公開講座などによる啓発

(寄附金の額等)

第3条 寄附金の額は、30,000千円を上限とする。

2 寄附金の補助対象期間は、平成33年度までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成31年度分の寄附金から適用する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。